

件名：（注意喚起）マダガスカル出入国時の税関申告について（再）

●ポイント

- ・マダガスカル出国時に、空港にて邦人が呼び止められて外貨所持の確認をされるケースが多数報告されております。
- ・マダガスカル出国時に１０００ユーロ相当以上の外貨を持ち出すためには申告が必要です。
- ・申告には、マダガスカル国内で両替したものであれば、正規の両替商で発行された証明書が必要です。
- ・自分が持ち込んだ外貨の場合は、入国時に税関で申告した書類が必要です。
- ・不要なトラブルを避けるためにも、適正な手続きに努めてください。

●本文

先月もご案内しましたが、マダガスカルの出国に際して外貨の持ち出しについてのトラブルが引き続き報告されております。マダガスカル出入国の際に貨幣の持ち込み・持ち出しに適用される規則は下記のとおりであり、１０００ユーロ相当分を超えるものについては必ず申告が必要となります。制限を超える分については、全額没収となる場合もあり得ますので、不要なトラブルを避けるためにも適正な申告に努めてください。

（１）入国時

- ・１０００ユーロ（相当）を超える現金の持ち込みについては税関事務所での申告が必要。
- ・４０万アリアリを超えるアリアリ紙幣の持ち込みは禁止。

※特に非居住者（旅行者や短期出張の方）で、入国時に所持していた外貨を使用せずに再度持ち出す場合は、入国時に税関で発行される申告書類が必要となります。持ち込んだ外貨を１０００ユーロ（相当）以上持ち出す可能性がある場合は、必ず入国時に申告してください。手数料は無料です。

（２）出国時

- ・１０００ユーロ（相当）を超える外貨現金を持ち出す場合は税関事務所での申告が必要。
- ・マダガスカル国内で両替した外貨を持ち出す場合、両替した銀行や両替商で発行される書類が必要。
- ・１万ユーロ（相当）を超える外貨の持ち出しは禁止。
- ・４０万アリアリを超えるアリアリ紙幣の持ち出しは禁止。

※１０００ユーロ（相当）以上持ち出す予定がある場合は、必ず入国時に申告するようにしてください。